

# 障害者活躍推進計画

令和7年4月

戸田ボートレース企業団

# 総 則

## 1 機関名

戸田ボートレース企業団

## 2 任命権者

企業長 戸田市長 菅原 文仁

## 3 計画の趣旨

令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）の改正が行われ、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示され、厚生労働大臣が作成する障害者活躍推進計画作成指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することが義務付けられました。

これを受け、当企業団でも、障害のある職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを行うとともに、障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮することができるよう、「障害者活躍推進計画」を策定するものです。

## 4 計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

## 障害者雇用に関する課題

当企業団の労働者数はこれまで法定雇用率未満であったため、令和7年4月1日現在、障害者に限定した募集及び採用の実績はない。

令和7年度に、常用労働者の増加により、当企業団として、初めて障害者採用の義務が発生しているため、障害者採用における勤務環境等、必要なことを十分に理解し、積極的に取り組む必要がある。

## 目 標

### 1 採用に関する目標

法定雇用率以上

### 2 定着に関する目標

100%（各年度4月1日時点）※採用1年後の定着率

なお、当企業団において、令和7年度に初めて障害者採用の義務が発生しているため、定着率については、令和8年度以降の目標とする。

## 取り組み内容

### 1 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。

## 2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

## 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

募集、採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。

- (1) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- (2) 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- (3) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- (4) 「就労支援機関に所属及び登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- (5) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

## 4 その他の人事管理

今後中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）となる職員が出てきた際、当該職員の円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の必要と思われる取り組みを行います。

## 5 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。